

福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電の確実な実施に向けて～ (平成26年度冬季) <概要版>

I 今冬の電力需給見通し

- 今冬の電力需給は、平成23年度冬季並みの厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上は確保できる見通しとなっているものの、現在定着している節電の取組みが、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、数値目標を設けない節電の協力要請がなされた。
- 今冬の需給見通しは、国の「電力需給検証小委員会」において検証された定着節電分の需要抑制を織り込んでおり、九州電力管内の定着節電は、平成22年度最大電力比で▲3.7%と見込まれ、節電を行うに当たっての目安になるとされている。
- 節電要請期間及び時間は、平成26年12月1日～平成27年3月31日（12月29日～31日、1月2日を除く）の平日8時～21時の間とされた。

九州電力管内の今冬の電力需給見通し

発電端、万kW	12月	1月	2月	3月
供給力ー需要	82	46	46	54
供給予備率	5.8%	3.0%	3.0%	4.2%
需要	1,400	1,516	1,516	1,286
供給力	1,482	1,562	1,562	1,340

出典：九州電力(株)資料

II 節電の基本方針

1 目的

電力需給の十分な改善が見込めない状況を踏まえ、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、県民、事業者、行政の各主体がエネルギーを効率的に利用し、家庭生活や経済活動に支障を生じさせることなく節電を確実に行うことによって、電力需給の安定化を目指す。

2 節電推進の目標

これまでの節電対策の取組みを可能な範囲で継続・推進し、家庭生活や経済活動に無理が生じない範囲での「節電」を確実に実施する。但し、高齢者や乳幼児等の弱者に配慮する。

3 実施期間・時間

平成26年12月1日～平成27年3月31日（12月29日～31日、1月2日を除く）の平日8時～21時の間とする。

冬季は、暖房の使用量が多くなる午前（8時～11時頃）と照明や家庭用需要が多くなる点灯帯（17時～20時頃）に需要のピークが発生する傾向にあり、この時間帯の取組みが重要となる。特に、家庭用需要が高まる点灯帯の節電に重点的に取り組むこととする。

III 節電の取組み

1 県から九州電力(株)への要請

県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ・ 安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保、燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ・ 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
- ・ 電力需要の急増や発電設備等の計画外停止などにより、万が一需給ひっ迫の恐れがある場合においては、需要家に対し迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、県民生活や県内経済活動への影響を最小化するため、追加の供給力対策を早急に講ずること。

2 県自らの取組み

- ・ これまでの成果を踏まえ、全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で節電に取り組み、平成26年12月～平成27年3月の電気使用量について、昨年度冬の実績（平成22年度比マイナス13%）と同等の抑制を目指す。
- ・ また、発電所の計画外停止や気温の急激な変化による電力需要の増加等により、電力需給がひっ迫する場合においては、予め定めた追加のピークカット対策を実施するとともに、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

【県自らによる節電の具体的な取組み内容】

(1) 省エネ・節電対策

- ・ 空調管理の徹底
- ・ エレベータの稼働台数の削減
- ・ 冷水器等の使用中止・撤去
- ・ 給排気ファンの稼働時間の短縮
- ・ 庁舎・施設内の照明の間引き
- ・ 昼休みの消灯等の徹底
- ・ パソコンの消費電力の削減
- ・ 退庁時の待機電力削減の徹底
- ・ 時間外勤務縮減の徹底
- ・ マイボトル運動の推進
- ・ 職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化
- ・ 県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施
- ・ 庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請

(2) ピークカット対策（17時～20時）

- ・ 電気ポット等の使用停止
- ・ コピー機・プリンターの使用台数の削減

(3) 追加のピークカット対策

（電力需給ひっ迫警報発出時）

- ・ 電気ポット等の使用停止
- ・ コピー機・プリンターの使用台数の削減
- ・ 県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施

3 事業者における取組み

(1) 基本的な考え方

- ・ 経済活動に支障のない範囲で実施できる節電メニューの周知を図り、現在定着している節電の取組みが確実に行われるよう協力を要請する。
- ・ 「数値目標を設けない節電」の目安としては、平成22年度の使用最大電力(kW)の値を基準とし、九州電力管内における節電の定着分として見込まれている▲3.7%を参考値とする。

節電メニュー（オフィスビルの場合）

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	執務室エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	
空調	テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う。	4%※	
	使用していないエリアは空調を停止する。	1%	
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

(2) 事業者に対する周知等

- ・ 業界団体を通じ、「福岡県における冬季の節電への取組み」を事業者に周知する。
- ・ 「福岡県の省エネ・節電施策」を記したチラシを作成し、業界団体や、県の事務所、市町村などを通じ、事業者に配布する。
- ・ 県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者に節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

(3) 事業者における節電の取組みに対する県の支援

- ・ 効果の高い節電対策等を紹介するセミナーを開催
- ・ 県内中小企業者からの省エネルギー・節電相談への対応
- ・ 省エネ専門家の派遣による省エネに関する助言
- ・ エネルギーの効率的利用に資する設備や、再生可能エネルギー・コージェネなどエネルギーの多様化・分散化に資する設備の導入支援（低利融資） など

4 県民（家庭）における取組み

(1) 基本的な考え方

- ・ 家庭生活に支障のない範囲で実施できる節電メニューの周知を図り、現在定着している節電の取組みが確実に行われるよう協力を要請する。特に、高齢者、乳幼児の方々等においては、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲で協力をお願いする。
- ・ 「数値目標を設けない節電」の目安としては、平成22年度の使用最大電力(kW)の値を基準とし、九州電力管内における節電の定着分として見込まれている▲3.7%を参考値とする。
- ・ 特に、家庭においては、夕方（17時～20時頃）の時間帯に電力需要が高まる傾向にあることから、この特徴に配慮した節電の取組みをお願いする。

節電メニュー

節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
エアコン	重ね着などをして、室温 20℃を心がける。	7%※ ¹	
	窓には厚手のカーテンを掛ける。	1%	
照明	不要な照明をできるだけ消す。	4%	
テレビ	画面の輝度を下げる。	2%※ ²	
	必要な時以外は消す。		
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。	1%	
	扉を開ける時間をできるだけ減らす。		
	食品をつめこまないようにする。		
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。	1%	
	保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。		
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。	1%	
	不使用時はふたを閉める。	未滿	
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。	1%	
	使わない機器はプラグを抜く。		

※1 エアコンの設定温度を2℃下げた場合

※2 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

(2) ふくおか省エネ・節電県民運動（検針票をしてみよう！キャンペーン）の実施

(平成26年12月1日～平成27年3月31日)

- ・ 「検針票をしてみよう！キャンペーン」として、県民に電気の検針票を見ていただき、前年度や前月と比較することで、省エネ効果を把握していただく。
- ・ 省エネ・節電宣言を行った県民を対象に、省エネ・節電宣言証（携帯ストラップ）を進呈し、協賛企業で賞品の割引などの特典を付与する。
- ・ 12月～翌年2月の電気使用量が、前年よりも削減できた方や契約種別毎の平均的な電気使用量を下回った方に、抽選で九州エコライフポイントや協賛企業賞を進呈する。

(3) 県民（家庭）に対する周知等

- ・ 県広報紙（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- ・ 「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。
- ・ 地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。
- ・ 県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「ふくおかのエネルギー～再エネ、コジェネ、省エネ～」に関する周知・啓発を行う。

5 県民・事業者への速やかな情報提供

(1) 広報媒体を活用した情報提供

- ・ 県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する情報や支援策等を、県民・事業者
に正確かつ速やかに提供する。
- ・ 電力需給がひっ迫する場合には、県民、事業者に対し、迅速な情報提供
を行い、更なる節電の協力を要請する。

(2) 節電に関する街頭キャンペーンの実施

- ・ 節電要請期間の開始日に「節電に関する街頭キャンペーン」を実施し、節電意
識の一層の向上を図る。

6 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- ・ 市町村及び関係団体に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図り、
県の取組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- ・ 節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先
して節電の取組みを推進することや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知
することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。

7 電力供給力確保に向けた取組み

(1) 県自らによる供給力確保対策

- ・ 県企業局が運営する水力発電所及び県が出資する大牟田リサイクル発電（株）
が運営するRDF（ごみ固形化燃料）発電からの電力供給の確保に努める。

(2) 市町村運営のごみ発電施設への協力要請

- ・ 市町村運営のごみ発電施設に対し、対応可能な範囲で電力需要等に応じた発電
実施を要請するとともに、メンテナンス実施時期変更を要請する。